

# 公益財団法人熊本市町村振興協会役員及び評議員の報酬に関する規程

平成25年4月1日

規程第7号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人熊本市町村振興協会定款第13条第1項及び第27条第1項の規定に基づき、公益財団法人熊本市町村振興協会（以下「協会」という。）の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬の支給の基準に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 役員等に対する報酬額は日額とし、別表の区分に応じて、それぞれに定める年間報酬の総額の範囲内において支給する。ただし、役員等が国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職の公務員の場合並びに常務理事には支給しない。

(報酬の支給方法)

第3条 役員等に対する報酬は、協会の理事会、評議員会に出席したとき及び監事が監事の職務に従事したときに別表の報酬の額（日額）をその都度支給する。

- 2 報酬は、全額を通貨で直接本人に支給するものとする。ただし、本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額がある場合には、その金額を控除して支給する。

(公表)

第4条 協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

(委任)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人熊本市町村振興協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

別表（第2条関係）

| 役職名             | 報酬の額（月額） | 年間報酬の総額  |
|-----------------|----------|----------|
| 理事              | 10,000円  | 120,000円 |
| 監事（公認会計士・税理士以外） | 10,000円  | 120,000円 |
| 監事（公認会計士・税理士）   | 30,000円  | 360,000円 |
| 評議員             | 10,000円  | 60,000円  |